

トヨコ通信

2009年1月

ホームページ <http://www.sasada-toyoko.jp/>
e-mail sanbal@sasada-toyoko.jp

発行：日本共産党笹田トヨコ後援会
発行日：2009年1月1日 第77号
連絡先：大垣市室本町5-8
日本共産党大垣市後援会
Tel 78-6865 Fax 78-8572

部内資料

あけましておめでとうございます



～2009年、悪政一掃の年に～



新春あけましておめでとうございます。去年末は、トヨタ等大企業による非正規労働者の大量解雇が吹き荒れました。このような人をモノ扱いするやり方、許していいのでしょうか。今年選挙の年です。2009年こそ共産党の飛躍で、新しい日本の一歩を踏み出す年にしましょう。

派遣切り 企業は社会的責任を果たすべし

～12月議会一般質問より～

急激な不況で派遣労働者などの大量失業が予想され、一般質問で雇用問題について取り上げました。

<質問>：イビデンやトヨタなどの自動車関連会社には、非正規雇用労働者が多く、イビデンとその関連会社では約1000人の労働者が削減されると言われています。市内の企業に働く非正規雇用労働者数はどれだけ、解雇や雇い止めによる失業者はどれだけか。またこの情勢下において、市として何か対策を講じているのか。

<答弁>：外国人の雇用状況は、全国で33万8813名、県内では1万4180名、大垣公共職業安定所管内では2851名。外国人労働者の離職者数は、派遣会社の聞き取りによると、11月末80名、12月末の予定者は485名とのこと。市としては大垣公共職業安定所と連携し、外国人労働者の雇用相談や生活相談を行うなど、支援する。

<再質問>：大垣市は「産業振興」「子育て日本一」を掲げ、積極的に企業誘致などで雇用を創出し、定住人口の増加を図ってきた。この経済危機に際して、今こそ企業の社会的責任を果たさせるべきで、大垣

市としても、国、県はもちろん、市内の主だった企業に失業者を出させないよう、申し入れてはいかかか。

<市長答弁>：企業が非正規社員を解雇するということは法的にも認められているので、禁止することはできないが、その社会的責任を果たしてもらおうよう努力をしてもらいたいと思う。

派遣社員は解雇できない

この市長答弁は大変問題です。なぜなら、「企業が非正規社員を解雇するということは法的にも認められていないから」です。法律の趣旨は全く逆で、雇用形態が正規でも非正規でも労働者の解雇をすることはできません。むしろ、「やむをえない事由がある場合でなければ契約期間が満了するまでの間において、解雇することはできません。（労働契約法17条）」であり、非正規労働者のほうが、厳重に規制されています。このことは、12月9日付けで出された厚生労働省の通達でも、重ねて確認されています。

なので、派遣社員を期間満了前に解雇する「派遣切り」は、法的にも全く許されない行為です。また、契約満了後に契約更新をしない「雇い止め」については、同通達で「解雇に関する法理の類推適用等がされる場合があります」とし、法律で規制される場合があることを示しています。

今回の市長答弁は、市長をはじめ市役所全体、もしくは世論全体に、「派遣は首を切られて当然」、「生産調整のためにある」という意識が根深くあることを露にしています。しかし、非正規労働者も生活を抱えた一人の人間です。工場の部品のように扱われないよう、市として対応を考える必要があります。



↑市政90周年記念 大垣第九演奏会（12/7）
私も初めて第九に挑戦しました。大垣市民会館にて。

・ 12月議会報告 ・

後期医療の滞納者の取り扱いについて

(一般質問)

<質問>：後期高齢医療保険では保険料を一年以上滞納すると、保険証を返還し無保険状態になる。保険料の徴収は原則年金天引きで、滞納になる人は年金収入月額1万5千円以下の直接徴収の人で、そもそも支払い能力がない人が多く、機械的な保険証の取り上げは行わないように。

<答弁>：現在広域連合で検討中です。本市としては納付相談や納付指導をきめ細かく行い、個別の事情にも十分配慮することで対応してまいります。

中小企業緊急支援策を実施 (経済委員会)

大垣市は今回の経済危機に際し、中小企業への影響を考慮して、中小企業経済変動対策特別資金の預託額を2億円追加します。また、「大垣市中小企業融資制度」の一部改正を行いました。その内容は、



雨の中、ピラを配布しました

イビデン前で宣伝をしました

12月22日イビデン青柳工場前で「イビデンは雇用を守れ」ピラを配布しました。非正規社員を1000人解雇する予定のイビデン。社会的責任が問われます。

小口資金利用の際にかかる信用保険料の「2分の1補助」を、「全額補助」に改正するものと、中小企業経済変動対策特別資金の融資対象者条件中、「直近3ヶ月の売上が前年同期比で5%以上減少していること」を『3%以上』に改正するものです。12月16日から実施。(詳しくは市役所商工課へ)。

大垣市高齢者福祉計画(第4期介護保険事業計画)の中間報告 (文教厚生委員会)

来年4月よりはじめる第4期介護保険事業計画の中間報告が出されました。

・1号被保険者(65歳以上)の保険料は4300~4400円
第3期事業計画では6億円の剰余金が予想され、それを第4期に繰り入れるも、介護報酬のプラス3%を計算に入れると基準額で4310円となり、120円の値上げが見込まれる。しかし、介護報酬の3%アップ分を国庫負担で行えば1号被保険者の保険料を値上げしなくてもすみます。

・介護保険料設定段階区分の増設

平成18年度から実施された税制改悪により介護保険料の区分が1段階もしくは2段階上がり、保険料のアップとなる人に対してとられていた激変緩和措置が平成20年度で終了します。しかし介護保険料が急激に値上がりすることになるので、それに対して段階区分を6段階から9段階へ増設することで、均衡を図るとしたものです。

・介護サービス基盤整備で特養など261床の増床

第4期計画では、特別養護老人ホーム2施設160床、地域密着型老人福祉施設1施設29床、認知症対応グループホーム4事業所72床の増床をします。特養ホーム待機者は現在1000人ということです。



産科無過失補償制度について



大垣市民病院は「産科医療補償制度」に加入することに伴い、掛金として1分娩あたり3万円の病院負担が生じ、分娩料を3万円値上げすることになりました。尚、この制度に加入している医療機関で分娩をした場合、出産育児一時金も3万円増額され、産婦さんの負担はありません。

この産科無過失補償制度とは、通常分娩にもかかわらず子どもが重度の脳性麻痺になったときに3000万円の補償金を支払われるもので、財団法人日本医療機能評価機構が運営します。

この無過失補償制度は、年間分娩数約100万件に対して1分娩3万円の掛金を集めることで年間約300億円の収入となります。それに対して無過失の脳性まひの出現を年間800件と想定し、それに対し一人当たりの補償金を20年間で3000万円支払ったとしても(年間約240億円の支出)、年間約60億万円の純利益が生み出されることとなります。この利益は毎年累積されていくため、官僚の天下りポストを増やす新たな埋蔵金作りではないかという指摘があります。

私は、産科無過失補償制度は必要と思いますが、1分娩3万円の掛金の根拠は明らかにされておらず、また日本医療機能評価機構を通して、集められた保険料のうち少なくない額が民間保険会社にゆだねられるなど、透明性・公正性に問題があるのではと感じます。



← 雪の伊吹山